

議案第14号

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例の制定について

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

「乳児等通園支援事業(通称：こども誰でも通園制度)」を令和8年度から本市の公立のこども園等で実施するため、利用する条件等の必要事項を定めるものである。

(別記)

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下単に「事業」という。）を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(施設)

第2条 事業を行う施設（以下「施設」という。）は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年京丹後市条例43号）に定める認定こども園及び京丹後市立保育所条例（平成16年京丹後市条例第131号）に定める保育所のうち京丹後市立大宮北保育所とする。

2 施設の利用可能日及び利用可能時間は、京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和5年京丹後市規則第43号）及び京丹後市立保育所条例施行規則（令和6年京丹後市規則第3号）に定める休業日等を除く日の開園時間内又は保育時間内とする。

(利用することができる児童)

第3条 事業を利用することができる児童（以下「利用対象児童」という。）は、出生の日から6箇月を経過し、満3歳未満までの者のうち、市長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は企業主導型保育施設を利用している児童は、利用対象児童としない。

(利用時間等)

第4条 事業の利用時間は、利用対象児童1人につき、1月当たり10時間を上限とし、必要な事項は規則で定める。

(1時間当たりの利用定員)

第5条 市長は、施設の利用定員、職員配置等を鑑み、事業の1時間当たりの利用定員を施設ごとに定めるものとする。

(認定の申請)

第6条 事業を利用しようとする利用対象児童の保護者は、市長に認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の15第1項に規定する認定をいう。以下同じ。)の申請をし、その認定を受けなければならない。

(利用の申請)

第7条 認定を受けた利用対象児童(以下「利用認定児童」という。)の保護者は、市長に事業の利用の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、施設の1時間当たりの利用定員を超えない範囲で利用認定児童の事業の利用を承認するものとする。

(認定の取消し等)

第8条 市長は、利用認定児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童の認定を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 事業の利用対象児童でなくなったとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 乳児等通園支援事業の利用を継続することが困難であると市長が認めたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、利用が適当でないと市長が認めたとき。

(利用料)

第9条 利用料の額は、利用認定児童1人につき、1時間当たり300円とする。

2 市長は、前項の利用料のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用について、実費の額の範囲内において徴収するものとする。

(1) 日用品、文房具その他の事業に必要な物品の購入に要する費用

(2) 事業に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち、事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、第7条の規定による利用の承認を受けた保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に負担させることが適当と認められるもの

3 乳児等支援給付認定保護者は、児童が利用した月に係る利用料を、翌月の末日までに納付しなければならない。

（利用料の減免）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、規則に定めるところにより利用料を減額し、又は免除することができる。

（その他）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第7条に規定する利用の申請その他の必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の
件 名

議案第 1 4 号
京丹後市乳児等通園支援事業実施条例の制定につ
て

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>新たな通園給付制度である乳児等通園支援事業の実施に当たり、国の基準等をもとに、次の3つの条例を新たに制定する必要がある。</p> <p>①乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ※国基準（R7年内閣府令第1号）、R7年12月議会で可決・施行済</p> <p>②特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 ※国基準（R7年内閣府令第95号）、R8年3月議会へ提案</p> <p>③乳児等通園支援事業実施条例 ※国要綱（R7年こ成保第257号通知）、R8年3月議会へ提案 今回、市が事業者となり公立こども園等で実施するための必要事項を定めた③の条例を制定するものである。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>○ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） パブリックコメントによる意見（R8.1/9～1/30 意見0件）</p>										
<p>《政策等の必要性》</p> <p>全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援するため、普段保育所等に通っていない乳幼児を対象に、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）を令和8年4月1日から実施する。 本市において、就労要件によって保育所等に通っていないこどもが一定数存在する中、就労要件を問わずに保育所等が利用できる新たな保育サービスを提供することで、集団生活を通じたこどもの発達を支援するほか、育児相談及び子育て関連情報の提供等により保護者をサポートする。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>他の保育サービスとあわせて本事業を実施することにより、更なる子育て環境の充実、ひいては地域の子育て基盤の強化につながる。</p>										
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>OR6.6.12 児童福祉法に「乳児等通園支援事業」が規定 OR7.3.31 第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画に乳児等通園支援事業を規定 OR7.12.19 京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定 OR8.2.4 例規審査委員会</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <tr> <td>まちづくり 27の施策</td> <td>1</td> <td>子育て支援の総合的な推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td>第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>令和7年3月</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>令和7年度～令和11年度</td> </tr> </table>		まちづくり 27の施策	1	子育て支援の総合的な推進	計画名称	第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画	策定年度	令和7年3月	計画期間	令和7年度～令和11年度
まちづくり 27の施策	1	子育て支援の総合的な推進										
計画名称	第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画											
策定年度	令和7年3月											
計画期間	令和7年度～令和11年度											
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>こども部</td> <td>こども未来課</td> <td>有 ○ 無</td> </tr> </table>		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	こども部	こども未来課	有 ○ 無			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）										
こども部	こども未来課	有 ○ 無										

乳児等通園支援事業と京丹後市条例との関係

こども誰でも
通園制度

議案第13・14号参考資料

事業実施に当たり、3本の条例制定が必要

条例

①京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（施行済）

根拠：児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

内容：事業者が守るべき施設の構造・設備・人員配置・安全管理等、事業認可の前提となる「最低基準」を規定

①②ともに基準条例

事業の「安全・質の確保」のための基準をそれぞれの法律の規定に基づき条例制定

②京丹後市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（議案第13号）

根拠：子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

内容：事業者が守るべき提供方法、面談、重要事項説明、記録、苦情対応、安全管理等の基礎ルール等、事業の運営基準を規定

事業関係者

【市（事業者）】

- 市として、施設・人員等の「最低基準」をもとに民間事業者を認可。
- 事業者として、公立施設（こども園等）での実施に当たり最低基準を遵守。

【民間事業者】

- 民間施設（こども園等）での実施に当たり「最低基準」を遵守。

【市（事業者）】

- 市として、事業者が給付事業の要件となる運営基準を満たしているかを確認。
- 事業者として、公立施設（こども園等）での実施に当たり運営基準を遵守。

【民間事業者】

- 民間施設（こども園等）での実施に当たり運営基準を遵守。

【利用者（保護者・子ども）】

- 運営基準に従い、公立・民間施設（こども園等）で事業を利用。

条例

③京丹後市乳児等通園支援事業実施条例 (議案第14号)

根拠：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（こども家庭庁成育局長通知）

内容：市が事業を直営で行うに当たり、実施施設、利用の申請・取り消し、利用料（徴収・減免）など、事業の運営・利用ルールを規定

事業関係者

【市（事業者）】

●実施条例の事業の運営・利用ルールをもとに制度を運用し、公立施設（こども園等）で事業を実施。

【利用者（保護者・こども）】

●実施条例の利用ルールに従い、公立施設（こども園等）で事業を利用。